

平成 27 年 3 月 11 日

申請者 大塚英理子  
論文題目 ドイツ少年参審制度の歴史的展開—市民参加と社会的教育専門性  
審査員 葛野尋之、橋本正博、本庄 武

本論文は、ドイツ少年司法における少年参審制度の生成、確立、発展の歴史的過程を検討し、少年参審制度が有する意義を解明し、もって日本の少年司法改革に対する示唆を獲得しようとしたものである。本論文は、19 世紀末アメリカにおいて創設された少年司法制度がドイツにおいて継受される過程において、社会のなかでの教育経験・教育能力が要求される「専門」参審員の参加する少年参審制度が構想され、具体化され、ナチス期の停止を経て、再生されるという歴史的展開を描き出し、その意義を、裁判官の担う法的専門性、少年裁判所補助者の担う科学的専門性に対置されることの社会的教育専門性が裁判体のなかに注入されることとして提示している。少年非行が社会のなかで、社会環境の強い影響下において生まれ、少年刑法の教育思想のもとで、教育を受けた少年が再び社会に戻っていくことが予定されている点から、少年参審制度によって具現する社会的教育専門性は、少年非行を取り扱う少年裁判所にとって本質的な性格であるとし、また、ドイツ少年司法が少年「刑法」の枠組みによりながらも、教育思想を掲げつつ、少年非行すべてを対象としていることから、ドイツ少年参審制度が日本の少年刑事手続、少年保護手続双方の改革を構想するうえでも重要な参考となりうるとしたうえで、すでに市民参加制度として存在する裁判員制度の基本的修正、少年審判における市民参加の制度化を提案している。

本論文は、第 1 に、ドイツ少年司法の本質的な構成要素でありながら、これまで日本において本格的な研究の対象とされてこなかった少年参審制度に注目し、その生成、確立の過程を、当時の資料に拠りながら、鮮明に描き出した点、第 2 に、その意義を裁判体への社会的教育専門性の注入として捉えた点、第 3 に、ドイツにおけるアメリカ少年司法の継受のあり方として、刑事事件における参審制度をすでに有しており、少年刑法の枠組みのもとでは、少年裁判所においても参審制度の導入が要求され、また、キャリア・システムのもとで、裁判官がアメリカの少年裁判官のように自ら社会に出て、少年たちと接し、その教育に参加することが困難であるというドイツ固有の事情から、少年裁判所にとって本質的な社会的教育専門性を、社会のなかでの教育経験・教育能力を有する市民を参審員として裁判体に参加させることによって獲得しようとしたことを明らかにした点、第 4 に、ドイツ参審制度一般については、その意義に疑問が呈されることも少なくないなかで、少年参審制度が、現在においても教育的専門性をよく発揮していることを明らかにしたうえで、キャリア・システムの裁判官制度をとる点において共通する日本においても、社会のなかでの教育経験・教育能力を有する市民の参加によって社会的教育専門性を再生させる可能性があることを指摘した点などにおいて、高度な学術的意義を有しており、今後の発展可能性を内包している。これらの点について、論文中、若干曖昧なところもあったが、口述試験において明確にされた。

他方、本論文は、第 1 に、ドイツ裁判官制度の特徴など、少年司法に外在する法的条件に関する分析、第 2 に、裁判官、少年裁判所補助者など、他の手続関与者と参審員との役割分担と協働のあり方の明確化などにおいて、不十分な点を残すことも事実である。また、第 3 に、日本における市民参加制度の具体的構想を提示するためには、日本の少年司法の構造、現状、担い手、外在する法的条件などについて、より綿密な理論的検討を行う必要がある。

このように、本論文は、いくつかの不十分な点を残しながらも、先にあげた学術的意義および発展可能性は、それを補って余りあるものであるし、本論文において不十分な点についても、申請者自身、今後さらに研究を深め、解明すべき課題であることを自覚している。本論文および口述試験において示された研究能力と真摯かつ堅実な研究姿勢をもってすれば、申請者において、今後の研究により、これらの課題を克服していくことが十分可能であると判断することができる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者大塚英理子氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。